



令和7年度

福島町妊婦のための給付金のご案内

福島町では、すべての妊婦さんが安心して出産・子育てができるよう、給付金を支給する「妊婦のための支援給付」と節目ごとに保健師が相談に応じ、必要な支援につなげる「伴奏型相談支援」を一体的に実施します。

●対象者

- ・妊娠している方
- ・福島町に住民登録のある方

※1 胎児心拍が確認されていれば、死産、流産、人工妊娠中絶をされた方も対象です。

※2 今回の妊娠・出産に関して、他の市町村で同様の給付金（従前のお産・子育て応援給付金を含む）を受給した方へは支給できません。（1回目の給付金のみ他の市町村で受給した方は、2回目の給付金は当町から支給できます。）

●支給額

1回目	妊婦給付認定後	5万円
2回目	胎児の数の届出後	胎児の人数×5万円

●申請方法

〔1回目〕（妊娠届出時）

母子手帳交付時に妊婦給付認定に係る申請についてご案内します。
妊婦給付認定後1回目の給付金を支給します。

〔2回目〕（胎児の数の届出時）

出産予定日8週間前より、届出書を送付します。福祉課窓口か新生児訪問時に保健師に提出してください。審査後、2回目の給付金を支給します。

●申請に必要なもの

- ・運転免許証、マイナンバーカード等本人確認書類の写し
- ・通帳等（妊婦さんご本人名義）など口座番号のわかるものの写し
- ・妊婦であることが確認できる書類（母子健康手帳）の写し

●給付金の受け取り方法

申請後、指定された口座に給付金を振り込みます。（妊婦さんご本人の口座に限ります。）

【問い合わせ先】福島町役場 福祉課

電話：0139-47-4682